

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	占用の許可		
根拠法令及び条項	那覇市下水道条例第44条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 <p>那覇市下水道条例第44条 (別紙のとおり)</p> <p>ただし、特殊な現場状況などにより、上述の条例に付することが適当でない場合は公共下水道管理者(那覇市下水道課)と協議すること。</p>		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 2月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 下水道課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○那覇市下水道条例

(占有の許可)

第44条 管理上支障がないと認めるものについては、管理者は、下水道敷の占有を許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請書を提出しなければならない。占有の許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

(1) 工作物を設置しようとするときは、見取図及び設計図

(2) 占有が隣接の土地又は建物の所有者又は占有者に利害関係があると認められるときは、その関係人の同意書

(3) その他管理者が必要と認める書類

3 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所並びに申請の年月日

(2) 占有場所及び目的

(3) 物件名称並びに占有面積及び期間

(4) 物件管理者名及び管理方法

(5) 施工業者の会社名、住所及び代表者並びに工事期間

4 第2項の規定に基づき申請があったときは、管理者は、許可の可否について当該申請者に通知するものとする。